2.1 障害児入所支援(障害児入所給付)のサービスを利用するには

サービスを利用するまでの手続きは次のとおりです。県児童相談所(仙台市にお住まいの場合は、仙台市発達支援センター(アーチル))に相談し、申請し、児童相談所の支給 決定を受けてからサービスをご利用いただきます。

なお、相談だけでしたら、お住まいの市町村の障害福祉担当課若しくは子育て支援担当 課でも受付けております。

1 障害児入所給付を希望する場合

(1) 相談・申し込み

お住まいの市町村の障害福祉担当課若しくは子育て支援担当課又は児童相談所が窓口となります。

(2)支給申請

児童相談所に利用するサービスについて支給申請します。

(3)児童相談所等の調査

必要に応じて、児童相談所の職員がご家庭等を訪問し、サービス利用を希望する子どもの心身の状況やその置かれている環境について調査します。

(4) 支給決定(※1)

児童相談所が入所給付を支給決定します。保護者には受給者証が交付されます。

(5) 入所する施設との契約

支給決定後、保護者と入所を希望する施設が入所契約を結んで、入所します。

施設の所在地や空き状況については、児童相談所にご相談ください。

※1処分に不服がある場合には、県(仙台市の場合は仙台市)に異議申し立てを することができます。

2 費用等

施設の利用料については、原則として費用の一割負担となりますが、本人又はその扶養義務者の属する世帯の収入等に応じて、月額負担上限が設けられます。

負担上限額については、1の(4)の決定の際に併せて決定され、受給者証に記載されます。

また、食費、光熱水費等の実費負担(軽減措置あり)もあります。

[問い合わせ先]

- ・県障害福祉課(施設支援班) TEL 022-211-2544
- 県児童相談所
- ・仙台市発達相談支援センター(アーチル)
- 各市町村の障害福祉担当課又は子育て支援担当課